

**改正**

平成20年11月25日告示第116号

木津川市京丹後市友好交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 木津川市と京丹後市友好の振興と発展をめざし、両市の団体等が交流事業を実施することに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象事業)

**第2条** この告示に基づき対象となる交流事業は、木津川市内に事務所を置く団体が実施する事業で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 京丹後市での交流事業 京丹後市の各種団体との交流事業を実施する計画があること。
- (2) 木津川市での交流事業 京丹後市の各種団体と意見交換会、交流試合等、団体相互の発展と交流に寄与する交流事業を実施する計画があること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(補助金等)

**第3条** 補助金交付の対象となる経費及びこれに対する補助金の額は、別表の金額を上限とし補助するものとする。

(補助金交付申請)

**第4条** 規則第4条に規定する申請書は、補助金交付申請書（別記様式第1号）とする。

(補助金交付決定)

**第5条** 規則第6条の規定による通知書は、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

(補助金の支払請求)

**第6条** 前条の交付決定通知書を受けた者は、補助金支払請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払方法)

**第7条** 補助金の支払方法は、精算払いとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限り

でない。

(補助金の返還)

**第8条** 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外又は不当に使用したと認められるとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) その他、市長が必要と認めるとき。

(補則)

**第9条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成20年11月25日告示第116号)

この告示は、公布の日から施行する。

**別表** (第3条関係)

| 補助金の額等           |                                     |
|------------------|-------------------------------------|
| (1) 第2条第1号に定める事業 |                                     |
| ア 宿泊の有無          |                                     |
| 伴うとき             | 1人につき1,500円(ただし、補助対象は1泊のみとする。)      |
| 伴わないとき           | 1人につき700円                           |
| イ 各種体験事業         | 1人につき1,000円                         |
| (2) 第2条第2号に定める事業 |                                     |
| 市長が適切と認めた交流事業    | 1人につき500円(ただし、1団体につき10,000円を上限とする。) |